

お知らせします 2つの給付金

臨時福祉
給付金

確認じゃ!

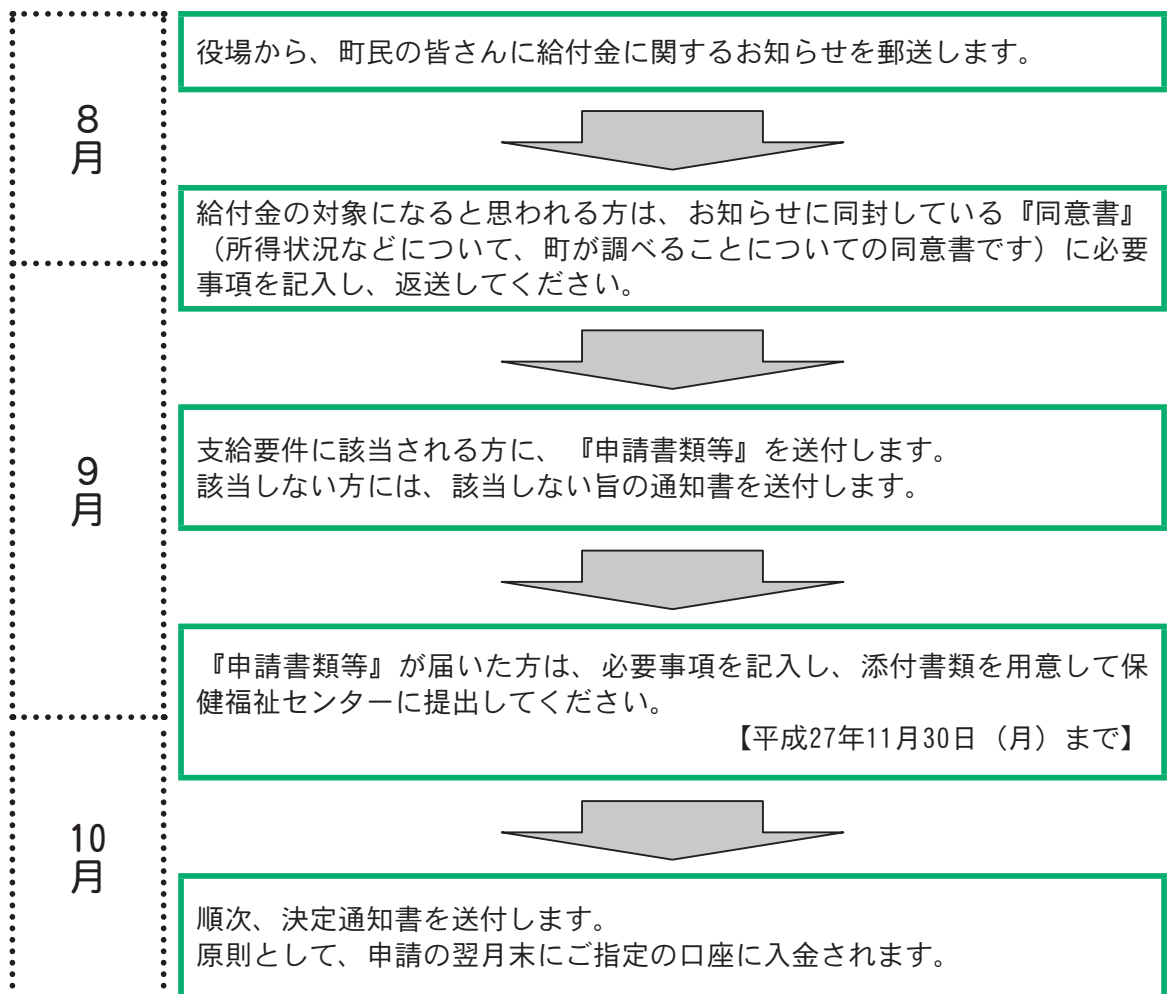


子育て世帯
臨時特例
給付金

消費税率引き上げ等を踏まえ、所得の低い方や子育て世帯の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、『臨時福祉給付金』、『子育て世帯臨時特例給付金』をそれぞれの対象者に支給します。

支給要件をご確認いただき、下記のとおり手続きをお願いします。

手続きの流れ



確認じゃ！ 臨時福祉給付金

平成27年度



- 支給対象者～次の要件を満たす方
 - ・平成27年1月1日の時点で和寒町に住民票がある方
 - ・平成27年度分の町民税（均等割）が非課税の方

※ただし、次の場合は対象外となります。
・課税されている方の扶養家族になっている場合
・生活保護の受給者である場合

- 支給額
 - ・1人につき6,000円
(昨年の給付金にあった、年金受給者等に対する加算制度はありません。)

臨時福祉給付金が受けられないケース

ひとり暮らしの女性（80歳）で、年金生活のため町民税が非課税だが、旭川市の息子の扶養親族になり、息子が税の控除を受けている場合

確認じゃ！ 子育て世帯臨時特例給付金

平成27年度



- 支給対象者～次の要件を満たす方（公務員の方も含みます）
 - ・平成27年5月31日の時点で和寒町に住民票がある方
 - ・平成27年6月分の児童手当を受給（特例給付を除く）した方※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円が支給されることを言います。

公務員の児童手当は勤務先から支給されていますが、この給付金は役場保健福祉課に申請が必要です。

- 対象児童
 - 平成27年6月分の児童手当の対象となった児童
- 支給額
 - ・対象児童1人につき3,000円

両方の給付金が受けられるケース

父（25歳）・母（22歳）・子（2歳）の世帯で、町民税が非課税の場合

臨時福祉給付金	6,000円×3人＝18,000円
子育て世帯臨時特例給付金	3,000円×1人＝3,000円
合計	21,000円